

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の 被扶養者の収入確認の特例の延長について

被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、臨時的な特例を設けることになりましたのでお知らせいたします。

### 特例の趣旨

被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入または今後1年間の収入見込みが年間収入の限度額130万円（※）を超過する若しくは超過が見込まれる場合は、被扶養者として認定ができません。

新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年にない対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととします。

（※）60歳以上の方または60歳未満で障害を支給事由とする公的年金等を受給する程度の障害を有する方は180万円

### 特例の具体的な取扱い

#### (1) 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

#### (2) 対象となる収入

高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和6年3月末までのワクチン接種業務に対する賃金

#### (3) 提出書類

被扶養者認定または被扶養者の資格確認の際に、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を提出してください。

※ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市(区)町村・医療機関等）から証明を受けてください。

#### (4) その他

特例の対象となる医療職の有資格者であっても、ワクチン接種業務以外の業務に従事した場合は、特例の該当になりませんが、新型コロナウイルス感染症の対応等のため残業等により収入の増加が生じた際は、総合的に収入見込み額を判断する対応をしますので当支部資格担当までお問合せください。

ただし、他の健康保険の被保険者になった場合は、被扶養者取消の要件になります。